とし、同号ニを同号ロとし、同号ホ中「へに」を「ニに」に、「イ及びトに」を「ホに」に改め、同号ホを同号ハとし、同号ヘを同号ニとし、同号トを同号ホとし、同号チを同号ヘとし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同項第十三号中「第二十一号」を「第十六号」に、「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十四号中「第二十一号」を「第十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十五号ロ中「第二号ヘ」を「第二号ニ」に改め、同号ハ中「第十三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十六号を同項第十一号とし、同項第十七号中「原子力災害対策特別措置法」の下に「（平成十一年法律第百五十六号）」を加え、「加工施設の設置」を「加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号、第六項第六号及び第十三号並びに第七項第一号、第二号及び第十五号において同じ。）の設置」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十八号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十九号を同項第十四号とし、同項第二十号中「第二十四号ヘ」を「第十九号ヘ」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二十一号中「第十三号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十二号を同項第十七号とし、同項第二十三号を同項第十八号とし、同項第二十四号ハ中「第二十八号」を「第二十三号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十五号を同項第二十号とし、同項第二十六号中「第二十四号イ」を「第十九号イ」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十七号を同項第二十二号とし、同項第二十八号を同項第二十三号とし、同条第七項第一号中「の設置が」を「（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であって、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）の設置が」に、「内閣総理大臣」を「次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣」に、「当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための」を「イ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金

ロ　原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域における放射線監視施設の設置及び運営に要する費用に充てるための交付金

ハ　原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量を行うための施設の設置及び運営又は地震に関する情報の収集及び整理並びに原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する地震に関する情報の提供に要する費用に充てるための交付金

第五十一条第七項第三号中「又は第五号」を「、第五号若しくは第十一号」に改め、「規定する措置」の下に「又は第十二号に規定する放射線監視」を加え、同項中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一　放射線量の測定及び被ばく者の救助その他の医療に係る措置に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十二　第一号ロに掲げる交付金の交付を受けた都道府県による放射能調査と相互にその結果を比較するために行う放射能調査及び当該都道府県による放射線監視の結果を収集して行う放射線に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十三　原子力発電施設等の周辺の海域における放射能に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十四　原子力発電施設等における放射線業務に従事し、又は従事したことのある者に対して行う放射線による人体への影響に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

第五十二条第一項第三号中「前条第七項第一号」を「前条第七項第一号イ」に改め、同項第四号イ中「前条第一項第二号イ、ロ、ニ及びチ」を「前条第一項第二号ロ及びヘ」に、「同項第三号、第六号から第九号まで、第十六号、第十九号及び第二十五号」を「同項第十一号、第十四号及び第二十号」に改め、同号ハ中「並びに第六項第五号及び第六号」を「及び第六項第六号」に改め、同項第五号ロ中「前条第一項第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」を「前条第一項第三号、第八号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号」に、「同項第二十七号及び第二十八号」を「同項第二十二号及び第二十三号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ホからトまで」を「前条第一項第二号ハからホまで」に、「同項第十四号及び第十五号」を「同項第九号及び第十号」に改め、同号ニ中「前条第四項第五号、第六号及び第九号」を「前条第四項第九号」に改め、「、第三号」及び「並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出」を削り、同号に次のように加える。

ホ　前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務（第七号イに掲げる事務を除く。）

第五十二条第一項第六号ロ中「前条第一項第二号ハ」を「前条第一項第二号イ」に、「同項第十号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第二十六号」を「同項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第二十一号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ホからトまで」を「前条第一項第二号ハからホまで」に改め、同号ニ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第九号及び第十号」に改め、同項第七号中「事務のうち、前条第七項第二号から第十号まで及び第十二号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十一号に規定する拠出金の拠出に関する事務及び同項第十三号に規定する措置に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同号に次のように加える。

イ　前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務のうち、保障措置に係るもの

ロ　前条第六項第五号に規定する委託費の交付に関する事務

ハ　前条第七項第一号ロ及びハに掲げる交付金並びに同項第二号から第十四号まで及び第十六号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十五号に規定する拠出金の拠出に関する事務並びに同項第十七号に規定する措置に関する事務

第五十四条中「第五十一条第一項第十三号及び第十四号」を「第五十一条第一項第八号及び第九号」に改める。

附則第七条中「第五十一条第一項第五号、第十二号、第十三号イ及び第二十四号ロ」を「第五十一条第一項第四号、第七号、第八号イ及び第十九号ロ」に、「同項第十一号、第十八号及び第二十六号」を「同項第六号、第十三号及び第二十一号」に改める。